

## Information News

ちょっとした情報をお届けいたしますので、ご一読いただければ幸いです。  
ホームページもリニューアル開設して毎月1回情報を発信しております。  
情報発信や皆様との交流の場のひとつとして、徐々に充実させて参りますので、是非お立ち寄り下さい。  
(登録NO.SL03-XXX-XXX)

### 改正雇用保険法

改正雇用保険法が5月1日からスタートしています。

主な改正内容は、

- 1) 失業給付額の引下げ
- 2) 早期就業促進のための新たな給付の創設
- 3) 通常労働者とパート等労働者の給付の一本化
- 4) 教育訓練給付金の給付率の引下げ等
- 5) 高年齢雇用継続給付の給付率の引下げ等
- 6) 保険料率の引上げ

雇用保険料率は、2005年4月1日から1000分の2引き上げられます。

今回の改正で事業主に直接関係があるのは、雇用保険料率の引上げと高年齢雇用継続給付の給付率の引下げです。

高年齢雇用継続給付は、支給要件の賃金低下率については15%超を25%超に、給付率を25%から15%となります。高年齢雇用継続給付を見込んで賃金設定をしている企業は見直しが必要となります。

早期再就職の促進のため、失業給付の基本手当日額が再就職時賃金を上回る高賃金・高給付層を中心に、給付率・上限額が見直されました。  
再就職賃金よりも基本手当日額のほうが高いため、失業給付を満額受け取るまでは再就職しない人が多かったためです。

基本手当日額は、例えば、60歳未満の労働者が離職した場合、賃金日額「2,140円以上4,210円未満」×給付率80%、「4,210円以上12,220円以下(改正前10,190円以下)」×同80~50%(同80~60%)、「12,222円超(同10,190円)」×同50%(同60%)となる。また、賃金日額・基本手当日額の上限額は、30歳未満で「13,160円・6,580円」(同14,460円・8,676円) 45歳以上60歳未満で「16,080円・8,040円」(同17,680円・10,608円)などとなっています。  
賃金日額の下限額は2,140円、基本手当日額の下限額は1,712円です。

就業手当の創設は、多様な就業形態での早期就業を促進するためのもので、5月1日以後に再就職した人に適用されます。

就業手当は、基本手当の支給残日数が所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上である受給資格者が、再就職手当での支給対象とならない常用雇用等以外の形態で就職した場合に、一定要件を満たしたときに支給されます。支給額は基本手当日額の30%相当額で、就業日ごとに支給されます。1日あたりの支給額の上限は1,838円(60歳以上65歳未満は1,478円)です。

詳しくは厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク)などにお尋ね下さい。

LPの  
写真  
挿入